

# 第3章 名勝水郷柳河の本質的価値と構成要素

## 3-1. 名勝水郷柳河の本質的価値 —白秋が見出した近代的風景美の源泉—

日本を代表する詩人・北原白秋は、生涯を通して自らの作品の中で故郷への思慕をうたい上げた。当時の柳河のまちは、かつての城下町の風情や掘割の水とともにある暮らしの名残を残しつつも、我が国の急速な近代化から取り残されたまちでもあったと考えられる。白秋はそれを「静かな廃市」と呼び、「さながら水に浮いた灰色の柩」と表現した。また、懐旧の念を込めて、柳河の水景を「遠く近く朧銀の光を放つてゐる幾多の人工的河水」と記した。

2-3 (p.23~24) に掲載した名勝の指定説明文に基づき、(1) 人工的河水、(2) 静かな廃市の両側面から、その本質的価値及び本質的価値と指定地との関係は以下のような構造(図 3-1)として捉えることができる。

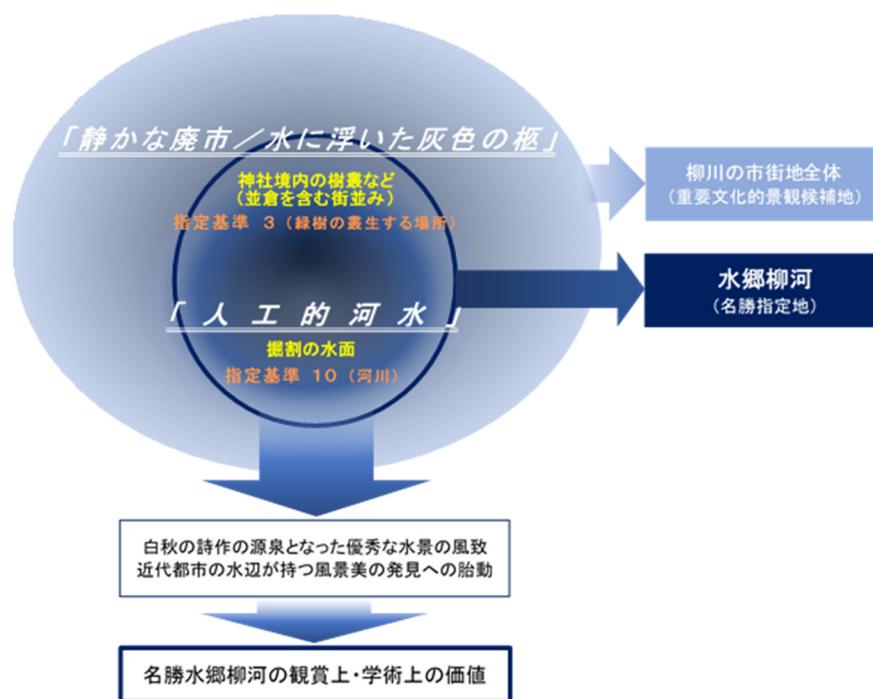


図 3-1 名勝水郷柳河の本質的価値及び本質的価値と指定地との関係

### (1) 人工的河水 —掘割の水の流れ—

水郷柳河の掘割は、江戸時代に柳川城の城堀として築かれ、同時に治水・農業用水としての役割も担っていた。城が廃絶された後の時代、すなわち白秋が生きた明治・大正期は、産業や生活の場としての性質を強め、物資や製品の運搬、飲用・炊事・洗濯等の日常の生活、水遊び・舟遊び等の遊興の用途にも利用され、掘割とともに暮らすという側面が強まった時期であったといえる。

白秋は、水辺に佇む人々の姿、暮らしの中の匂い・音、四季の風物の美しさ等を自らの心情を投影させながら詩歌にうたい、当時の人々の共感と呼んだ。その過程では、人工的河水である掘割が次第に自然の川・流れにも似た性質を帯びるようになり、観賞対象にまで昇華していったと考えられる。

「人工的河水」と表現される水郷柳河の掘割は、大正初期における都市の水辺の風景への人々の憧れ

の萌芽及び郷里<sup>ふるさと</sup>の概念が普及し始めた時代背景と相まって、日本人の風致景観に対する観賞眼の発展に寄与したと考えられる。

したがって、白秋の創作の母胎となった掘割の水面のうち、柳河の「人工的河水」としての性質を代表し、近世から近代への移行期を視覚的に物語る区域は観賞上の価値が高いことから、指定基準10「河川」の下に名勝に指定された。

## （2）静かな廃市 一掘割沿いの神社境内等及びその緑樹一

白秋が「静かな廃市」、「さながら水に浮いた灰色の樞」と表現した掘割の周辺に広がる市街地は、町人地であった柳河地区、武家地であった城内地区、白秋の生家が位置する沖端地区の3つの地区からなる柳川の旧市街地全体を指すものと考えられる。

急速な近代化を遂げる当時の日本において、柳河のまちは一種の退廃的な趣を呈していたことが推察されるが、白秋は幼少期から青春時代への思い出とともに、それらの風景を作品中に描写した。掘割に影を落とす神社境内の緑樹は、当時の柳河の産業・文化を象徴するもの、かつての城下町の風情を表すものとして、白秋の詩歌に登場する。白秋生家及び沖端の漁村の風景は、乳母・親友と過ごした日々の舞台であり、三柱神社・沖端水天宮では祭りの賑わいの風景が幼少期の思い出とともに語られた。白秋が上京後ふたたび帰郷するまでの間に掘割に臨んで建てられた並倉の煉瓦造の壁は、変わりゆく故郷の風景として作品中に切り取られた。これらの街並みの一部は写真集『水の構圖』にも登場し、時代の移り変わりの中で当時と変わらない姿を今に伝えている。

したがって、白秋の創作の母胎となった掘割沿いの柳河の市街地のうち、「静かな廃市」としての性質を代表し、近世から近代への移行期の名残を偲ぼせる緑樹に覆われた神社境内等は観賞上の価値が高いことから、指定基準3「緑樹の叢生する場所」の下に名勝に指定された。

以上のように、名勝水郷柳河の掘割の水面及びそれらに臨み緑樹に覆われた神社境内等は、白秋の詩作の源泉となった優秀な水辺の風致景観を誇ることから観賞上の価値が高く、近代都市の水辺が持つ風景美の発見への胎動を表していることから学術上の価値が高い。

白秋の風景へのまなざしは、同時代に生きた明治・大正期の文人たちにとどまらず、福永武彦・大林宣彦・高畑勲などの様々な分野の芸術家たちにも受け継がれ、ひいては今日私たちが享受している「水郷<sup>すいごう</sup>」のイメージを形成する母胎ともなった。それは、昭和期の掘割の保存運動における原動力となるとともに、今日においても柳川のまちに暮らす市民の誇りを支えている。

### 3-2. 構成要素・諸要素

#### (1) 構成要素・諸要素の分類

名勝水郷柳河の指定地内外に係る構成要素・諸要素の分類及び概要は、図 3-1 に示すとおりである。

本計画では、名勝水郷柳河の指定地内に存在し、その風致景観の本質的価値を表す要素を「構成要素」、それ以外の要素を「諸要素」と表記する。また、指定地外に存在する要素及び無形の要素を「諸要素」と呼称する。

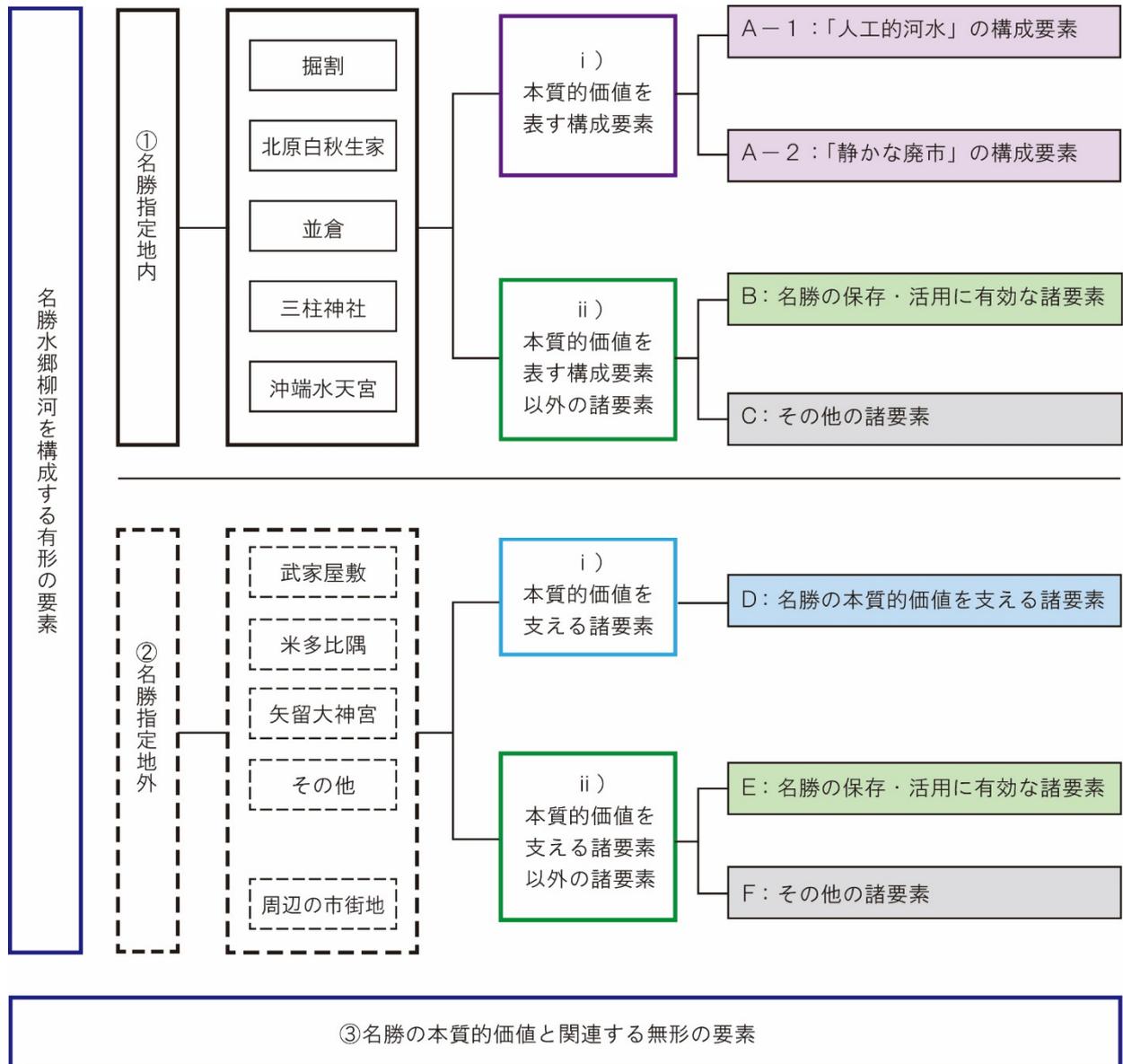


図 3-1 構成要素・諸要素の分類

## (2) 有形の要素の概要

### ①名勝指定地内の要素

#### i) 本質的価値を表す構成要素

名勝の風致景観の本質的価値を表す構成要素は、以下のように分類することができる。

##### A-1: 「人工的河水」の構成要素

「人工的河水」の構成要素は、掘割及びそれに付随する工作物等である。

掘割の地形・水面、掘割の護岸、汲水場・船着場、一部の橋梁、水門・堰 等

##### A-2: 「静かな廃市」の構成要素

「静かな廃市」の構成要素は、各指定地における歴史的建造物及びそれらに付随する緑樹等、主に白秋の作品にうたわれた要素である。

神社境内等の地形、園池・建築物・鳥居等の建造物及びそれらに付随する緑樹 等

#### ii) 本質的価値を表す構成要素以外の諸要素

##### B. 名勝の保存・活用に有効な諸要素

神社境内や掘割沿いに設けられた顕彰碑・文学碑、便益施設、復元された工作物等は、名勝水郷柳河の本質的価値の理解を助け、その保存・活用を促すものとして、「名勝の保存・活用に有効な要素」と位置づける。

顕彰碑・文学碑、案内サイン・解説サイン、ベンチ・あずまや、遊歩道、A-1に含まれる「一部の橋梁」以外の橋梁、蜘蛛手棚 等

##### C. その他の諸要素

名勝の本質的価値を表す構成要素及び名勝の保存・活用に有効な諸要素以外の諸要素を、「その他の諸要素」と位置づける。指定地内では以下のような諸要素が挙げられる。

これらの諸要素は、調整・改善を必要とする場合がある。

掘割の護岸沿いの実生木、掘割内の配管・排水管、架空電線、広告・看板等の工作物 等

## ②名勝指定地外の要素

### ⅰ) 本質的価値を支える諸要素 (D)

「人工的河水」及び「静かな廃市」に関連する諸要素は名勝指定地外にも点在しており、これらを「名勝の本質的価値を支える諸要素」と位置づける。なお、これらの諸要素は、主に以下のような場所に所在している。既に他の文化財として国の指定を受け保護されているものを除き、将来的に調査研究を行い、本質的価値を表すことが明らかとなれば、名勝水郷柳河への追加指定について検討すべき要素である。

#### ●名勝立花氏庭園

柳川藩 11 万石を治めた立花氏の住宅及び庭園。元文 3 年 (1738)、5 代藩主貞淑が二ノ丸にあった奥の機能を現在地に移した「御花畠」を前身とし、明治 43 年 (1910) に完成した立花伯爵家の住宅である。昭和 30 年 (1955) 「松濤園」の名称で福岡県名勝に指定された。昭和 53 年 (1978) に国名勝に指定され、平成 23 年 (2011) 東庭園及び家政局の追加指定により全域が指定され、立花氏庭園に名称変更された。

主な構成要素は西洋館・大廣間・御居間・家政局・門番詰所・倉・正門・船着場門 (北)・松濤園・西洋館前庭・中庭・東庭園・石積み水路護岸等であり、大廣間から松濤園を觀賞する際に背景となる松濤園南面の城堀の一部及び城堀対岸の樹林が指定地に含まれている。松濤園は大廣間及び御居間に南面し、城堀の水を引き入れた池泉に大小の島と岩礁を置き周囲に約 300 本のマツを配した庭園である。東庭園は江戸期の「御花畠」の遺構であり、池泉・築山等が現存する。

立花氏庭園外周の三方を囲む城堀は名勝水郷柳河の指定地である。前述の松濤園南側に面する城堀の一部は名勝立花氏庭園の指定地にも含まれている。



図 3-2 立花氏庭園 (松濤園)

#### ●名勝戸島氏庭園・福岡県指定有形文化財 (建造物) 旧戸島家住宅

文政 11 年 (1828) に柳川藩中老職の吉田兼儔の隠居宅として建設された住宅及び庭園。後に藩主立花氏に献上され、茶室として利用されたとの伝承がある。後に藩士に下賜され、明治期には旧藩士の戸島氏の所有となった。そのうちの住宅は平成 13 年 (2001) に柳川市に寄付され、解体修理後の平成 16 年 (2004) から公開されている。庭園は昭和 32 年 (1957) に福岡県の名勝に指定され、昭和 53 年 (1978) に国の名勝に指定された。建物は昭和 32 年 (1957) に福岡県有形文化財 (建造物) に指定された。



図 3-3 戸島氏庭園

庭園は座敷に南面し、城堀の水を引き入れた池泉庭園である。池泉の周囲には玉石や砂利を敷き洲浜がつくられ乱杭や石組みによる水際の表現がみられるほか、各所に用いられた磯石が特徴的である。庭園の周囲は刈込生垣と樹木で仕切られ、背後の木々が深山を思わせる。また、庭園内には地鎮の石碑が置かれている。庭園と一体的に建てられた母屋は木造二階建葺草一部瓦葺の数寄屋風の建築物で、特に茶室・座敷、及び欄間には竹を用いた意匠が多用されている。

### ●矢留大神宮・白秋詩碑苑

矢留大神宮は矢留地区の産土神である。北原白秋生家に近接し、幼少期の白秋が親しんだ境内地の風景が残る。境内には大神宮本殿及び社殿、東西両側を掘割に挟まれ鳥居・石灯笼・祠・汲水場・マツ並木等を伴う南北軸の参道、鳥居の他に稲荷神社等の境内社の社殿、池、サクラの植栽等がある。白秋詩碑苑は、掘割を挟んで大神宮参道西側に面する公園に存在する。第二次世界大戦後の昭和 23 年（1948）には、全国的な募金活動により帰去来詩碑（白秋詩碑）が建立された。同募金活動は、白秋の伝記小説『からたちの花』の作者でもある柳川出身の芥川賞作家・長谷健を中心として、山田耕柞らの著名な芸術家及び政財界人・地元住民等が展開した。毎年、白秋の命日 11 月 2 日の白秋祭式典（柳川市主催）、1 月 25 日の白秋生誕祭（柳川白秋会主催）が挙行される。生誕地柳川における白秋顕彰を象徴する場所である。苑内には詩碑の他にからたちの生垣・藤棚・トイレ等が設置され、広場外周を植栽樹木が囲む。大神宮参道及び白秋詩碑苑を囲む掘割及び石橋は、名勝水郷柳河の指定地に含まれている。



図 3-4 矢留大神宮

### ●武家屋敷

柳川市内には、御家中と呼ばれた旧城内に伝わる 7 件のほか、在郷の 1 件を加え、計 8 件の武家住宅が現存する。そのうち、掘割・路地とともに名勝水郷柳河と一体的な水景を構成するものとして、十時家住宅（18 世紀後期、新外町）及び渡辺家住宅（19 世紀前期、袋町）等がある。十時家住宅は旧城内に現存する最古の武家住宅の一つである。これらの 2 例の武家住宅は、住宅建築とともに生垣・庭等を含む屋敷地の全体がよく保存されており、名勝水郷柳河の指定地である掘割から分岐し、各武家屋敷の用排水路として機能した生活水路との接続も維持されている重要な遺構である。



図 3-5 十時家住宅

### ●日吉神社、水辺の散歩道

日吉神社は、社伝によると正応 3 年（1290）に近江の日吉大社を勧請したことに始まり、蒲池氏の柳川城築城後は柳川城の鎮守社となった。境内には本殿・幣殿の他に鳥居・神門・灯笼・池泉・水路・社務所等があり、境内社として金比羅宮・稲荷社がある。特に本殿は市内で最も古い 18 世紀前期の神社建築である。日吉神社の境内は柳川城内郭にあたる御家中を東西に横切る内堀に北面し、連続する豊かな樹叢が水面に深い影を落としている。内堀の水路敷のうち、水面以外の土地は柳川市が設置した遊歩道「水辺の散歩道」の主要区間にあたり、同遊歩道には前述の長谷健及び種田山頭火とも親交を結んだ俳人木村緑平等の文学碑が建立されているほか、船着場・東屋等が整備され、ヤナギ等が植栽されている。袋町から坂本町弥兵衛門橋までの約 800m に及ぶ「水辺の散歩道」は昭和 54 年（1979）に整備され、昭和 61 年（1986）には国土庁の日本の道 100 選にも選定された。



図 3-6 日吉神社

### ●米多比隅、その他の土塁

米多比隅（宮永町）は御家中と呼ばれた柳川城内郭外周の土塁のうち、唯一旧態を伝える遺構である。一辺1km弱四方の方形を呈する柳川城内郭の南東隅部に位置し、樹叢に覆われた2つの小丘が近接して存在する。同地付近の掘割は旧規に近い幅員が維持され、豊かな城堀の水面に密度ある樹叢が深く陰を落としている。かつて城郭の防衛のために築かれた土塁の大半が近代以降造成土に切土転用されたが、同地は旧城下町の地形が変容する過程においてさえ代々の所有者によ



図 3-7 米多比隅

り守られてきた。米多比隅以西の掘割の護岸では、延長100m以上にわたり旧態の土坡が維持されている。柳川藩中老職であった米多比家の屋敷地外周の土塁の一部をなし、それらに囲まれた区域には19世紀前期にまで遡る武家の住宅建築及び庭園が遺存する。藩政期の土塁跡は、米多比隅のほか名勝水郷柳河指定地内外の掘割沿いにも僅かに点在して残されている。

### ●その他

三柱神社参道入口の泰月橋、通称「欄干橋」の袂に残る懐月楼跡は藩政期の遊郭の名残であり、水際の情景が白秋の『思ひ出』の中に描かれている。また、「五足の靴」の一行が柳川滞在時に訪問した3階建の建物のうち、1階は川下り乗船場として活用され、2階以上は文学資料館「松月文人館」として近年まで公開されていた。隣接する大正期の2階建て和風建築は、九州文学の同人が集い、白秋顕彰の拠点の一つともなった建築である。



図 3-8 水中庭園

さらに、名勝水郷柳河指定地の掘割を挟み座敷対面に池泉庭園をつくる水中庭園（新町）をはじめ、上記の立花氏庭園及び戸島氏庭園と同様に城堀の水を屋敷内に引き入れた池泉庭園（鬼童町他）など、近代以前に掘割の水面を觀賞対象として住環境に取り入れた庭園等の要素が、旧城下町の町人地「柳河」と武家地「御家中（城内）」にそれぞれ現存している。

その他、往時の水景を伝える北原家菩提寺専念寺境内（吉富町）や西福寺（沖端町）等の社寺境内、小祠・緑樹等が指定地の掘割や連続する水系沿いに点在している。

旧市街地及び周辺の土地利用（住宅地・農地等）、河川、名勝指定地以外の細かい掘割も、名勝の本質的価値を支える水利システムと深いかわりを持っている。

## ii) 本質的価値を支える諸要素以外の諸要素

### E. 名勝の保存・活用に有効な諸要素

掘割の近傍を中心とする柳川の市街地には、後世の北原白秋の顕彰活動に係る顕彰碑・文学碑等、名勝水郷柳河の本質的価値を説明する上で有効な諸要素が点在している。また、掘割沿いの遊歩道・照明施設等、親水機能又は観賞機能に寄与する要素も、同様に有効な諸要素として所在する。

顕彰碑・文学碑、案内サイン・解説サイン・遊歩道・便益施設・照明施設、橋梁 等

### F. その他の諸要素

名勝指定地と同様、D及びE以外の要素を「その他の諸要素」と位置づける。

これらの諸要素は、調整・改善を必要とする場合がある。

駐車場 等

## ③名勝の本質的価値と関連する無形の要素

名勝指定地及びその周辺において、近世・近代から変わらずに受け継がれている無形の要素も、名勝の本質的価値を表す有形の構成要素と深い関連性を持っている。

### ●おにぎえ

「大賑わい」を語源とした三柱神社の秋季大祭である。御囃子と共に山車の上で独特の踊りを繰り広げる「どろつくどん」が城下町を練り歩き、秋の風物詩となっている。



図 3-9 おにぎえ

### ●沖端水天宮祭

水の神を祀る沖端水天宮の祭りである。『思ひ出』に表現された「赤い木太刀」等の様子を現在も目にすることができる。



図 3-10 沖端水天宮祭

### ●水落ち

毎年2月に、10日間前後掘割の水を堰き止め、掘割の清掃や護岸の修理等を行う期間。掘割の水を入れ替え、水環境を維持する役割を果たしている。

### ●川下り

掘割を巡る川下り舟は、かつては城下町における流通・往来や舟遊びのために使われていた。現在は観光を目的として行われている。



図 3-11 水落ち

#### (4) 5つの名勝指定地内の構成要素・諸要素の状況

##### ①掘割

名勝指定地には以下の公共水面が所在し、本項においては便宜上「掘割」と呼称し状況を述べる。

- ・二ツ川（所有者：国土交通省、管理者：福岡県）
- ・城堀水路（所有者及び管理者：柳川みやま土木組合）
- ・城堀水路以外の水路（所有者及び管理者：柳川市）

掘割は原則として護岸の天端付近の敷地境界より水面側の公有地を指定地としている。敷地境界は天端付近～天端から最大1 m程度陸側に控えた位置にあたり、掘割には本質的価値を表す構成要素（A）のみならず、その他の諸要素（B・C）も点在する。

なお、それぞれの詳細な位置については、附属資料（本書 p.116～）に整理する。

| 分類              | 構成要素・諸要素                                      |
|-----------------|---|
| A. 本質的価値を表す構成要素 | 掘割の地形・水面・護岸、汲水場・船着場、一部の橋梁、水門・堰等               |
| B. 保存・活用に有効な諸要素 | 文学碑・顕彰碑、案内サイン・解説サイン・蜘蛛手棚 等                    |
| C. その他の諸要素      | 樹木・花壇、掘割内の配管、架空電線、Aに含まれる「一部の橋梁」以外の橋梁、その他工作物 等 |

## ②北原白秋生家

建築物は、主屋・隠居部屋・穀倉・汲水場の4棟からなる。主屋は、昭和44年11月に行われた復旧（修理）後より一般公開され、穀倉も昭和50年代に復旧（修理）された。汲水場は主屋の復旧（修理）と同時期に復元整備されたものであり、既に築後50年を経過している。また、平成元年（1989）2月には隠居部屋が復元整備されている。

中庭の朱欒（ザボン）・からたちなどの樹木は、白秋の詩歌にちなんだものが後世に植えられたものである。

外構部分には、主屋北西部に標柱2基、案内板1基、消火栓がある。また、主屋北西部・西部・南西部を塀が囲み、主屋北西部の塀には通用門が設けられており、これらの要素を保存・活用に有効な諸要素と位置づける。

北原白秋生家南部には名勝指定地に含まれる掘割が東西に走り、その南岸には、昭和60年（1985）に建造された柳川市立歴史民俗資料館（通称「北原白秋記念館」、指定地外）との間に連絡橋が架けられている。

| 分類              | 構成要素・諸要素                                  |
|-----------------|---|
| A. 本質的価値を表す構成要素 | 敷地の地形、主屋・穀倉・汲水場・縁石・庭石・樹木（ザボン・からたち等）・塀・通用門 |
| B. 保存・活用に有効な諸要素 | 隠居部屋・池・塀・標柱・案内板・消火栓、便所、連絡橋                |
| C. その他の諸要素      | なし  |



図 3-12 北原白秋生家 構成要素・諸要素の配置



図 3-13 敷地南側からの俯瞰

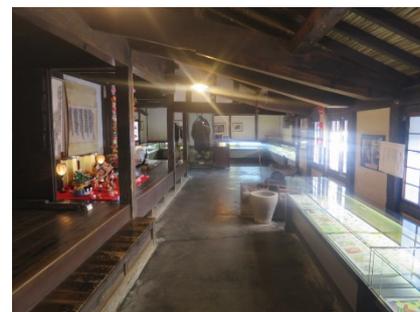


図 3-14 主屋内部の展示

### ③並倉

並倉と通称される3棟の木骨煉瓦造瓦葺の蔵は、それぞれ大正7年（1918）（並倉北棟）・大正初期（並倉中棟）・明治39年（1906）頃（並倉南棟）に建築され、並倉南棟は大正7年（1918）に増築されている。また、その後も内部の改装を経て良好な状態で保存され、それぞれ平成12年（2000）に国の登録有形文化財（建造物）に登録された。その他、水際で並倉と屋根を連ねるクミバ及び明治39年（1906）建築のオケヤゴヤのほかドウググラやコメグラ等の醸造所に伴う建造物があり、並倉と共に使用されている。また、オケヤゴヤ南西部の掘割の敷地には登録有形文化財（建造物）の案内板が置かれている。敷地北東部には創業家の住宅建築が所在し、座敷付きの庭園には池や築山を中心として景石やマツ・イヌマキ・モミジ等の樹木が配され、季節毎に風光明媚な風致景観を呈している庭園外周は塀で囲まれ、掘割及び敷地外部からは視認できない。庭園北東部に通用門が開き、東面道路から通用道が引かれている。通用門北東脇に観音堂があり屋敷地の由来を刻む石碑が建てられている。今日ではレンガ造りの外観を保全したまま内部の改装が行われ、冷蔵・温蔵室として利用されている。

これらの構成要素・諸要素のうち、掘割及び塀平橋からの眺望の中で、掘割と一体となって風致景観を形成している建築物、及び往時の様子を伝える要素である観音堂・石碑は本質的価値を表す構成要素として位置づける。その他敷地内の諸要素は、所有者が生活・生業を維持していくために必要なものであるため、保存・活用に有効な要素として位置づける。

| 分類              | 構成要素・諸要素  |
|-----------------|---|
| A. 本質的価値を表す構成要素 | 敷地の地形、建築物（ムロ（並倉北棟・中棟・南棟）・クミバ・オケヤゴヤ・ドウググラ・コメグラ）・観音堂・石碑・建築物（主屋）・庭園（池・築山・景石、マツ・イヌマキ・モミジ等の樹木） |
| B. 保存・活用に有効な諸要素 | 塀、工場、倉庫、名称サイン   |
| C. その他の諸要素      | なし  |



図 3-15 並倉 構成要素・諸要素の配置



図 3-16 塀平橋からの眺望



図 3-17 塀平橋より東側  
（手前からオケヤゴヤ・ドウググラ）

#### ④三柱神社

「三柱神社」として指定されている敷地の中には、三柱神社・道了神社・水天宮・八十臣神社・太郎稲荷大明神及び複数の神社が存在し、各々の社殿・鳥居等の工作物が所在している。また、藩主の休息所として建てられ藩の接待所としても使用された建築物と庭園からなる省耕園、藩主の船着場と伝わる御手水舎及び手水を取る手水舎等、柳川城と関連の深い諸要素が所在し、白秋が「廃市」と記した旧城下の名残を残している。

敷地内は公園的な利用も行われているため、ベンチ・案内板・歌碑・石碑等の保存・活用に有効な要素、その他の諸要素も多い。歌碑は三柱神社に縁のある白秋歌碑であり、石碑は主に近現代の記念碑である。敷地内の樹木は庭園の一部または参道の並木として植樹されたもののほか、実生木も多い。



図 3-19 本殿



図 3-20 主庭園

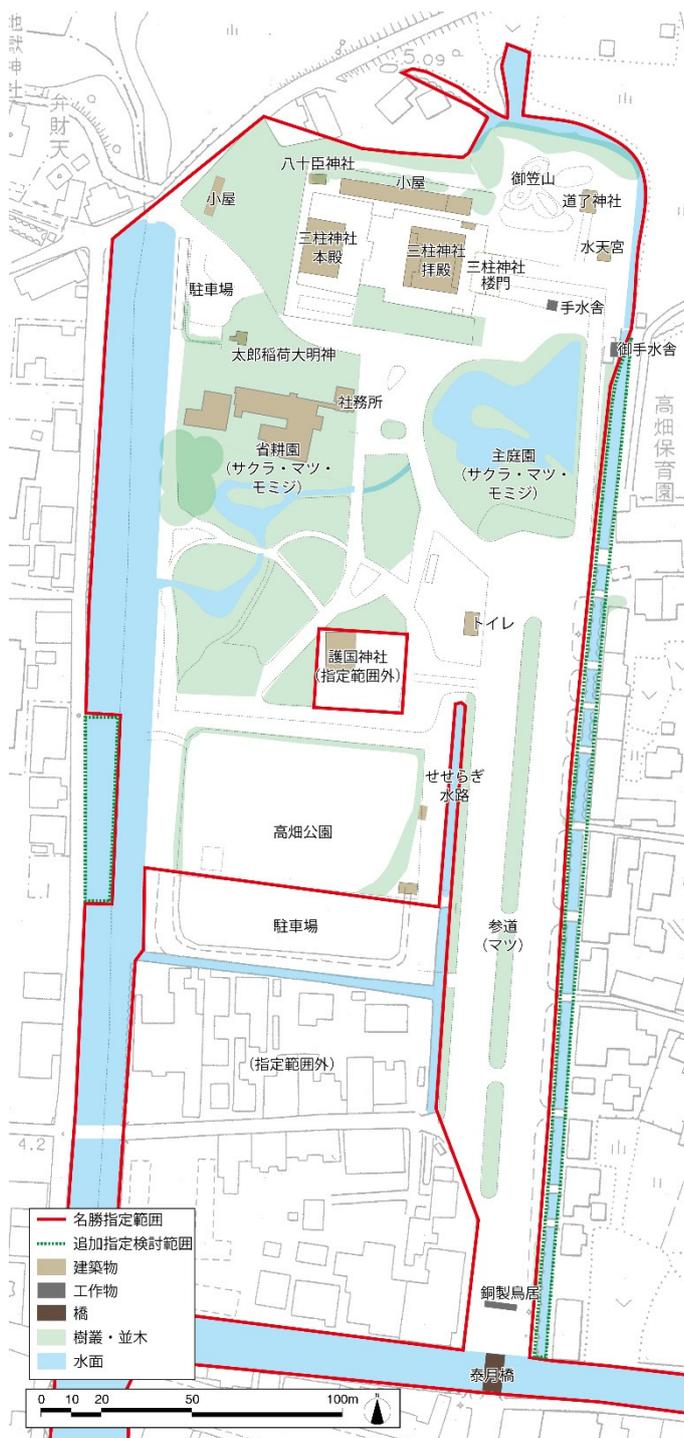


図 3-18 三柱神社 構成要素の配置 (概略図)  
(諸要素を含む詳細図は附属資料に示す)

| 分類              | 構成要素・諸要素   |
|-----------------|--|
| A. 本質的価値を表す構成要素 | 境内の地形、主参道、北参道、建造物（本殿・拝殿・唐門跡・楼門跡・回廊跡・瑞垣・玉垣等）境内社（道了神社・水天宮・八十臣神社・太郎稲荷大明神）の建造物（社殿・鳥居等）・社務所・省耕園・旧鷹尾家住宅・御手水舎・手水舎・鳥居・灯笼・泰月橋（欄干橋／青銅製擬宝珠を含む）・主庭園・御笠山・省耕園敷付庭園、境内の水路、参道のマツ並木、その他樹木（クス・マツ・モミジ等）等 |
| B. 保存・活用に有効な諸要素 | 高畑公園・ベンチ・案内サイン・解説サイン・顕彰碑・文学碑・忠霊塔・便所・照明施設・電柱・スピーカー・駐車場・サクラ等   |
| C. その他の諸要素      | 埋設管（下水管）、敷地内の実生木等  |

### ⑤ 沖端水天宮

建築物は、神社の本殿・拝殿・社務所の3棟からなる。伝承によると本殿・拝殿は昭和10年(1935)の建築である。本殿外周は木堀で囲まれている。

外構部分には、鳥居・手水舎等の神社に関連する構成要素のほか、水天宮の解説板・掲示板、地域により設置されたバンコ(仮設ベンチ)、花壇等の保存・活用に有効な諸要素もある。社務所北西隅には、隣接する稲荷橋の親柱の遺構が据え置かれ、記念碑としての役割を果たしている。

樹木は、拝殿前のエノキの大木と敷地東側のヤナギの2本のみである。エノキは柳川市名木・古木に指定され木製の標柱が建てられている。

| 分類              | 構成要素・諸要素                                |
|-----------------|---|
| A. 本質的価値を表す構成要素 | 敷地の地形、建築物(拝殿・本殿・社務所)、鳥居、手水舎、樹木(エノキ、ヤナギ) |
| B. 保存・活用に有効な諸要素 | 解説サイン・ベンチ・花壇・標柱、稲荷橋の親柱の遺構               |
| C. その他の諸要素      | なし                                      |



図 3-21 沖端水天宮 構成要素・諸要素の配置



図 3-22 拝殿・鳥居



図 3-23 解説サイン